

第5回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和6年5月15日（水）

場 所 市役所3階 301会議室

議事日程

議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について
(申請件数 2件)

議案第2号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について (申請件数 1件)

議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について
(申請件数 3件)

議案第4号 農地台帳登録願について
(申請件数 1件)

報告第1号 農地法第4条の規定に係る会長専決処理について
(申請件数 2件)

報告第2号 農地法第5条の規定に係る会長専決処理について
(申請件数 6件)

応召委員（13名）	1番	荻野 光徳	2番	乙幡 昇治
	3番	峰岸 豊	4番	山田 伸一
	5番	比留間 望	6番	宮崎 義憲
	7番	比留間孝明	8番	大口 貴司
	9番	高橋 文雄	10番	内野 一彦
	11番	中村眞由美	12番	川口 広敏
	13番	加藤 武		

職務のために出席 した者（事務局）	事務局 長	前原 光智
	事務局次長	井上 ひとえ
	事務局書記	比留間 優

午後4時開会

議 長
(加藤 武君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、
誠にありがとうございます。

これより第5回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は全員でございます。武蔵村山市農業委員会総

委 員

会に関する規則第6条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

議 長
(加藤 武君)

異議なし。

異議なしと認め、5番比留間望委員と11番中村眞由美委員以上2名の方をお願いいたします。

それでは、議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」、2件あります。

それでは、事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(井上ひとえ君)

それでは御説明いたしますが、説明の前に議案書の訂正をお願いします。議案第1号の2番①及び②に係る土地の面積の訂正をお願いいたします。①は714.00の内438.05とあるのを714.00の内438.50に訂正願います。

②は380.01の内299.06とあるのを380.01の内299.96に訂正願います。

それでは御説明いたします。

議案第1号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について、2件ございました。

申請番号1番の相続人及び被相続人の住所、氏名、土地の所在、地積は記載のとおりでございます。地目は畑になります。

理由は、令和5年12月16日申請人の夫の死亡による相続であります。

なお、本申請に際しまして、比留間孝明委員による相続納税猶予制度に関する調査報告書が添付され、相続人が適格者であり、また、特例適用農地の要件が具備されている旨の報告がなされております。

申請番号2番の相続人及び被相続人の住所、氏名、土地の所在、地積は記載のとおりでございます。地目は畑になります。

理由は、令和5年11月1日申請人の母の死亡による相続であります。

なお、本申請に際しまして、比留間孝明委員による相続納税猶予制度に関する調査報告書が添付され、相続人が適格者であり、また、特例適用農地の要件が具備されている旨の報告がな

されております。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を大口部会長に報告していただきます。

それでは大口部会長、よろしくお願いいたします。

8 番
(大口 貴司君)

本日、午後 1 時 15 分から土地利用部会を開催いたしまして現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第 1 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」、2 件あります。

申請番号 1 番の農地でございますが、①の農地は、トマト、キュウリ、スイカが栽培され、一部作付け準備中でした。②の農地はブルーベリーが、③の農地は梅が、④の農地はジャガイモ、トウモロコシ、ナス、サツマイモ及びそのほか、⑤の農地はトウモロコシ、ジャガイモ、エダマメ、キャベツ及びそのほか、⑥の農地はタマネギ、ズッキーニ、カボチャ、トウモロコシ及びそのほか、⑦の農地はサトイモが栽培され、一部作付け準備中でした。⑧の農地はイチジクが栽培され、一部作付け準備中でした。⑨の農地は作付け準備中でした。⑩及び⑪の農地はコマツナが栽培され、一部作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号 2 番の農地でございますが、①から④の農地はお茶が栽培されておりました。⑤の農地はお茶が栽培され、一部作付け準備中でした。⑥の農地はお茶が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第 1 号につきましては、承認してよろしいのではないかと思います。

議長
(加藤 武君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、比留間孝明委員。

7 番
(比留間孝明君)

1 番及び 2 番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。

議 長
(加藤 武君)

他にございませんか。

委 員

なし。

議 長
(加藤 武君)

御意見等ないようですので、議案第 1 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」は、承認したいと思います。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第 1 号につきましては、承認することといたします。

次に、議案第 2 号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、1 件あります。

それでは、事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(井上ひとえ君)

それでは御説明いたします。

議案第 2 号、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1 件ございます。

本件は、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受ける農地について、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

申請番号 1 番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成 8 年 8 月 30 日に相続し、前回調査は、令和 3 年 5 月 17 日になります。

以上でございます。

議 長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議してお

8 番
(大口 貴司君)

ります。その結果を大口部会長に報告していただきます。

なお、本件につきましては比留間望委員の同居の親族に係る案件を含んでおりますので、比留間望委員におかれましては、議案の審議につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、発言をお控えくださいますようお願いいたします。

それでは大口部会長、よろしくお願いいたします。

先ほど土地利用部会を開催いたしまして現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地はキュウリ、タマネギ、ニンニク、ニンジンが、②の農地はトマト、ネギ、キヌサヤが、③の農地はナスが栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第2号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議長
(加藤 武君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

1番の申請地につきましては、私から報告させていただきます。現地を確認しましたが、特に問題はありませんでしたので、よろしくお願いいたします。

他にございませんか。

委員

なし。

議長
(加藤 武君)

御意見等ないようですので、議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は、証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。

委員

異議なし。

議長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第2号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、3件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

それでは御説明いたします。

議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、3件の申請がございました。

申請番号1番、申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑で、理由は、令和5年11月1日、申請人の母の死亡により、生産緑地法第10条の規定に基づき、市長に対し当該生産緑地の買取りを申し出るためのものがございます。

申請番号2番、申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑で、理由は、令和4年10月3日、申請人の父の死亡により、生産緑地法第10条の規定に基づき、市長に対し当該生産緑地の買取りを申し出るためのものがございます。

申請番号3番、申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑で、理由は、令和5年10月27日、申請人の父の死亡により、生産緑地法第10条の規定に基づき、市長に対し当該生産緑地の買取りを申し出るためのものがございます。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を大口部会長に報告していただきます。

それでは大口部会長、よろしくお願いいたします。

8番
(大口 貴司君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、3件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地はお茶が栽培されておりました。

議長
(加藤 武君)

7 番
(比留間孝明君)

議長
(加藤 武君)

5 番
(比留間 望君)

議長
(加藤 武君)

3 番
(峰岸 豊君)

現地は適正に管理されており、問題はありませんでした。

申請番号 2 番の農地でございますが、①の農地はネギ、ジャガイモ、トマト、キュウリが栽培されておりました。②の農地は作付け準備中でした。③の農地は梅が栽培され、一部が作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はありませんでした。

申請番号 3 番の農地でございますが、①の農地及び②の農地は作付け準備中でした。③の農地はトマト、トウモロコシ、ブロッコリー、キャベツ及びその他が栽培されておりました。④の農地は作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はありませんでした。

以上のことから、議案第 3 号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、比留間孝明委員。

1 番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。

他にございませんか。

はい、比留間望委員。

2 番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。

他にございませんか。

はい、峰岸委員。

3 番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。

委員

なし。

議長
(加藤 武君)

御意見等ないようですので、議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」につきましては、証明書を発行したいと思います。御異議等ございませんか。

委員

異議なし。

議長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第3号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第4号「農地台帳登録願について」、1件あります。

事務局より説明いたします。

事務局
(井上ひとえ君)

それでは御説明いたします。

議案第4号、農地台帳登録願について、1件の申請がありました。

本件は、平成30年10月15日に本総会において決定された現況農地の認定基準に基づき、要件が満たされていると認められる土地について、農地として認定するものでございます。

申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。

申請人の住所から対象農地までは105分かかっておりますが、年間150日従事しております。耕作の状況については、令和5年4月頃から開始しており、認定基準に合致するものと考えております。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を大口部会長に報告させていただきます。

8 番
(大口 貴司君)

それでは、大口部会長、よろしくお願いいたします。

先ほど土地利用部会を開催いたしまして現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第4号「農地台帳登録願について」、1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地はジャガイモ、タマリユウ、ニンジン及びその他が栽培されておりました。②の農地はタマリユウ、ミカン、アマナツ、ブルーベリーが栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第4号につきましては、農地台帳への登録はよろしいのではないかと思います。

議長
(加藤 武君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

1番の申請地につきましては、私から報告させていただきます。現地を確認しましたが、特に問題はありませんでしたので、よろしくお願いいたします。

他にございませんか。

委員

なし。

議長
(加藤 武君)

御意見等ないようですので、議案第4号につきましては、農地台帳の登録について承認したいと思います。御異議ございませんか。

委員

異議なし。

議長
(加藤 武君)

ありがとうございます。それでは議案第4号につきましては、承認することといたします。

次に、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」、2件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

それでは、御説明いたします。

報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理につ

議長
(加藤 武君)

いて」、2件ございます。

本件は、農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届け出で
ございます。

申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載の
とおりでございます。地目は畑で、転用目的は、申請番号1番
が一般住宅、申請番号2番が共同住宅でございます。

以上でございます。

ただ今、事務局より説明がありましたが、御意見等ございま
したら伺います。

1番の届出地につきましては、私から報告させていただ
きます。現地を確認しましたが、特に問題はありませんで
したので、よろしくお願いいたします。

他にございませんか。

はい、比留間孝明委員。

7番
(比留間孝明君)

2番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、
問題はありませんでした。よろしくお願いいたします。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。

委員

なし。

議長
(加藤 武君)

御意見等ないようですので、報告第1号「農地法第4条の規
定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

次に、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理
について」、6件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

それでは御説明いたします。

報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理につ
いて」、6件ございます。

本件は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届け出で
ございます。

譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目は
それぞれ記載のとおりでございます。

議長
(加藤 武君)

転用目的につきましては、申請番号1番が駐車場、申請番号2番・4番・5番が一般住宅、申請番号3番・6番が資材置場でございます。

以上でございます。

ただ今、事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

なお、5番、6番の届出地につきましては、私から報告します。

現地を確認して、特に問題はありませんので、よろしくをお願いします。

他にございませんか。

はい、比留間望委員。

5番
(比留間 望君)

1番、3番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくをお願いします。

議長
(加藤 武君)

はい、宮崎委員。

6番
(宮崎 義憲君)

2番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくをお願いします。

議長
(加藤 武君)

はい、高橋委員。

9番
(高橋 文雄君)

4番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくをお願いします。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。

委員

なし。

議長
(加藤 武君)

御意見等ないようですので、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

以上で本日の議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、第5回総会を終了いたします。
大変お疲れ様でした。

午後4時25分 閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

令和6年5月15日

会 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩